

1 宝塚市乳児等通園支援事業の事業内容について

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度。令和8年度からは、全国の自治体において実施が必須となる。

◆利用対象・内容等

①対 象：保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども

※ 企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている対象年齢の園児は対象。

②利用内容：月10時間以内の利用可能枠の中で時間単位で予約・利用

③利 用 料：子ども一人1時間あたり300円

※ 別途、給食費、おやつ代、おむつ代等は保護者負担。

2 量の見込み・代用計画について

乳児等通園支援事業について、事業開始前の段階では、需要量(量の見込み)の予測が困難であるため、子ども・子育て支援事業計画(宝塚市こども計画に包含)において、量の見込み等を設定することは困難である。

こども家庭庁の発出文書に基づき、量の見込み等を同計画に設定するまでの期間における代替措置として「代用計画」を作成するため、宝塚市子ども審議会において意見聴取を行う。

作成した代用計画は、資料3-2のとおり。

【参考：こども家庭庁発出文書の概要】

● 令和6年10月10日付、こども家庭庁発出の国の手引き^{※1}において、乳児等通園支援事業について、令和7年度開始の子ども・子育て支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難な場合においては、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。ただし、量の見込み等を同計画に設定するまでの期間、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めることとされている。

● 令和6年12月27日付、こども家庭庁発出の事務連絡^{※2}において、代替措置として策定すべき代用計画を定めるとともに、地方版子ども・子育て会議(=宝塚市子ども審議会)での意見聴取のうえ、令和7年度中の策定を求めている。

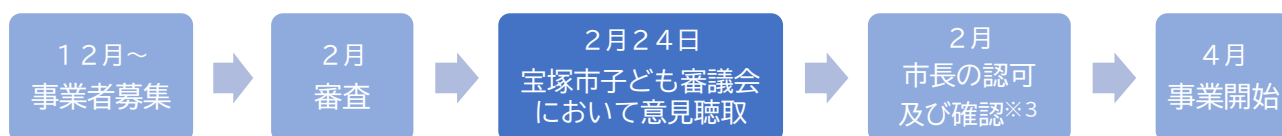
※1 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.2)

※2 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について(依頼)

3 乳児等通園支援事業の認可及び確認について

乳児等通園支援事業を行う事業者の認可及び利用定員の設定について、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、子ども審議会において意見聴取を行う。

(1)事業者の認可及び確認の流れ



※ 事業者の認可に関する意見聴取^{※1}と併せて、利用定員の設定に関する意見聴取^{※2}を実施

※1 児童福祉法 第34条の15 第4項
 ※2 子ども・子育て支援法 第54条の2 第3項
 ※3 児童福祉法 第34条の15 第2項

【参考：関係法令(児童福祉法、子ども・子育て支援法)】

児童福祉法

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四 (略)

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

子ども・子育て支援法 ※令和8年4月1日改正

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2)選定事業者の詳細について

令和7年12月23日から令和8年1月23日にかけて、事業者募集を行った。

募集の結果、5施設から応募申請があり、選定委員会による現地調査・ヒアリング及び審査を行った結果、5施設が選定された。選定された事業所については、資料3-3のとおり。

4 事業開始までのスケジュール

時期	事務手続等	備考
令和8年 2月	・利用者の認定申請受付(20日～)	
2月	・事業者の認可及び確認	【根拠法令】 ・児童福祉法 第34条の15 第2項 ・子ども・子育て支援法 第54条の2 第2項
3月	・利用者の事前面談、利用予約の開始	
4月	・事業開始	